

所得の計算方法

所得計算は次の図表の①～④の順に説明をよく読みながら□の中に計算結果を記入していきますと、④であなたの世帯の所得月額が判明します。

1 あなたの世帯の収入が次の表の区分番号1～8のいずれに該当するのかを確認したのち、それぞれの計算方法に従い年間総収入金額あるいは年間総所得金額を算出してください。

収入の種類	区分番号	あなたの勤務、事業等の状態	年間総収入金額あるいは年間総所得金額の計算方法	
年金の方	1	遺族年金、障がい年金等の法律により非課税とされているもの	非課税のため計算の対象になりません。	
	2	公的年金等	申込月から1年前までの年金額 ※ただし、申込月から1年以内に支給が決定された年金または支給額が変更された年金などは、「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とします。	
	3	1	(1)前年中休職した期間のない方 前年分給与所得控除後の金額	左の区分番号3(1)は端数整理をしないで③④に計算を進めてください。
		2	(2)前年中病気等で休職した期間のある方 前年中の支払給与の総額(税金、社会保険料等を差し引かない金額)を元に次の方法で年収推定額を出してください。 ※ただし、1か月に満たない収入の月がある場合は、その月は除いてください。 年収(※)÷(ボーナス) × 12 + (ボーナス) 収入のあった月数(※)	左の区分番号3(2)～5までの年間総収入金額を次により端数整理してください。 年間総収入金額が 6,600,000円未満は端数整理しないで②③④へ進む。 1,628,000円以上 6,600,000円未満は次により端数整理して②③④へ進む。
	4	現在の勤務先に前年1月1日以前に就職し、引き続き現在まで勤務している方	申込月から1年前までの間に得た給与の合計金額(税金、社会保険料等を差し引かない金額) ※ただし、病気などで休職し1か月に満たない収入の月がある場合は、その月は除き次の方法で年収推定額を算出してください。 (申込月から1年前までの収入)÷(ボーナス) × 12 + (ボーナス) 収入のあった月数	
給料等の収入の方	5	現在の勤務先に就職してから、現在までに1年にならない方	次の方法で年収推定額を算出してください(就職日が月の途中でその月の収入が1か月分に満たないときは、翌月から計算してください。また、病気等の休職の場合は、区分番号3、4に準じます。) 就職月～募集月の前月までの収入÷(ボーナス) × 12 + (ボーナス) 就職月～募集月の前月までの働いた月数 ※支給見込額は除く (例) $\frac{2,979,369}{4,000} = 744$ $744 \times 4,000 = 2,976,000$	
	6	申込月に就職などで実際に給料等を受給していない方	固定給(毎月決まって支払われるもの)×12	
	7	前年1月1日以前から現在まで同じ事業をしている方	前年中の所得金額(売上等から必要経費等を差し引いた金額) ※ただし、前年中に病気などで休業して1か月に満たない収入の月がある場合は、次の方法で所得推定額を算出してください。 年間所得 ÷ 営業した月数 × 12	
事業等の収入の方	8	前年1月2日以降事業を始め、募集の前月までに1年間の実績のある方	申込月から1年前までの間に得た所得の合計金額(売上等から必要経費等を差し引いた金額) ※ただし、病気などで休業し、1か月に満たない収入の月がある場合は、次の方法で所得推定額を算出してください。 申込月から1年前までの所得金額 ÷ 営業した月数 × 12	
	8	事業を始めて現在までに1年にならない方	次の方法で所得推定額を算出してください(開業日が月の途中で、その月の所得が1か月に満たないときは、翌月から計算してください。) 開業月～申込月までの所得金額 ÷ 開業月～申込月までの営業月数 × 12	

2 年間総収入金額から所得金額を計算してください。**1**の収入の種類が区分番号2～5に該当する方。

(1) 年金の方

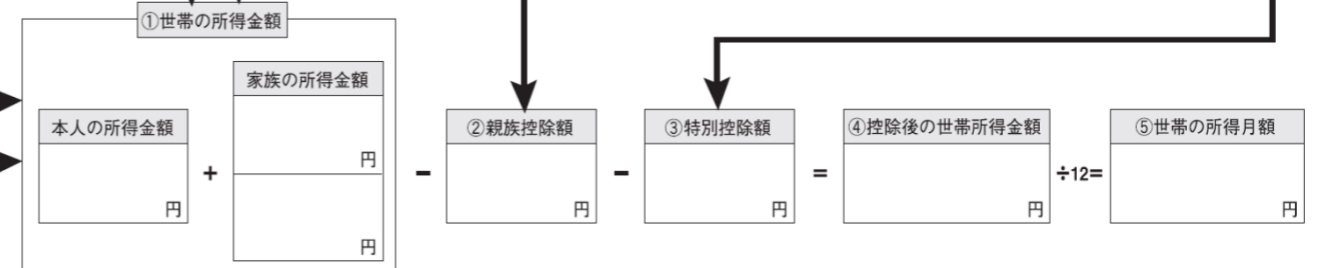
受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計	所得金額に直す計算式
満65歳以上の方	1,200,000円以下	0円とする。
	1,200,001円以上 3,300,000円未満	年金の金額-1,200,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年金の金額×0.75-375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金の金額×0.85-785,000円
	7,700,000円以上	年金の金額×0.95-1,555,000円
	満65歳未満の方	700,000円以下
700,001円以上 1,300,000円未満		年金の金額-700,000円
1,300,000円以上 4,100,000円未満		年金の金額×0.75-375,000円
4,100,000円以上 7,700,000円未満		年金の金額×0.85-785,000円
7,700,000円以上		年金の金額×0.95-1,555,000円

(2) 給与の方(端数整理後の金額)

年間総収入金額	所得金額に直す計算式
651,000円未満	0円とする。
651,000円以上 1,619,000円未満	総収入金額 □ 円 - 650,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円とする。
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円とする。
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円とする。
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円とする。
1,628,000円以上 1,800,000円未満	総収入金額 □ 円 × 0.6
1,800,000円以上 3,600,000円未満	総収入金額 □ 円 × 0.7 - 180,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	総収入金額 □ 円 × 0.8 - 540,000円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	総収入金額 □ 円 × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000円以上 15,000,000円未満	総収入金額 □ 円 × 0.95 - 1,700,000円
15,000,000円以上	総収入金額 □ 円 - 2,450,000円

上記計算式により算出した所得計算 □ 円

4



3 所得金額から差し引くための控除金額を計算してください。計算にあたっては、18ページの「各種控除について」を参照し、世帯の状態に合わせて該当するものを計算してください。

符号	控除の種類	控除の内容および金額
1	親族控除	次の(1)・(2)のいずれかにあてはまる人(いずれも収入の有無にかかわらず控除されます。) (1)同居親族 (2)申込本人の所得税上の控除対象配偶者 若しくは扶養親族のうち、同居親族以外の方 380,000円× □ 人 = □ 万円

収入基準を超過する世帯であっても、次に掲げる控除金額を控除することによって収入基準にあてはまる場合があります。

2	老人控除対象配偶者	控除対象配偶者が70歳以上であるとき 100,000円× □ 人 = □ 万円
2	老人扶養控除	扶養家族のうち70歳以上の人がいるとき 100,000円× □ 人 = □ 万円
3	特定扶養控除	扶養家族のうち16歳以上23才未満の人がいるとき 250,000円× □ 人 = □ 万円
4	障がい者控除	障がい者がいるとき 270,000円× □ 人 = □ 万円
5	特別障がい者控除	特別障がい者がいるとき 400,000円× □ 人 = □ 万円
6	寡婦寡夫控除	所得がある寡婦または寡夫がいるとき 270,000円× □ 人 = □ 万円 ただし、その所得が27万円未満のときは、その所得額のみ控除
合計 □ 万円		